

第百六十六回
国会

参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第二号

平成十九年二月二十一日(水曜日)

午前九時開会

委員の異動

二月十九日

辞任

長谷川憲正君

補欠選任

亀井 郁夫君

二月二十日

辞任

黒岩 宇洋君
谷 博之君

補欠選任

松岡 徹君
小林 正夫君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

谷川 秀善君

委員

木村 仁君
野村 哲郎君
保坂 三蔵君
佐藤 道夫君
下田 敦子君
山下八洲夫君
弘友 和夫君
大野つや子君
荻原 健司君
加納 時男君
小泉 顕雄君
竹山 裕君
中原 爽君
二之湯 智君
真鍋 賢二君
吉田 博美君
吉村剛太郎君
足立 信也君

衆議院議員

政治倫理の確立
及び公職選挙法
改正に関する特
別委員長

今井 宏君

国務大臣

総務大臣 菅 義偉君

事務局側

常任委員会専門
員

高山 達郎君

常任委員会専門
員

田中 英明君

本日の会議に付した案件

○公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(谷川秀善君) ただいまから政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会を開会をいたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日までに、長谷川憲正君、谷博之君及び黒岩

宇洋君が委員を辞任され、その補欠として亀井郁夫君、小林正夫君及び松岡徹君が選任されました。

○委員長(谷川秀善君) 公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長今井宏君から趣旨説明を聴取いたします。今井宏君。

○衆議院議員(今井宏君) おはようございます。ただいま議題となりました法律案につきまして、趣旨及び内容を御説明いたします。

地方選挙においては、現行法上、選挙運動のために頒布できる文書図画は、通常葉書のみが認められております。

本案は、地方公共団体の長の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、国政選挙と同様に、選挙運動用のビラの頒布を認めようとするものであります。これにより、候補者は、当該都道府県又は市町村における自らの政策等を、ビラに記載して、選挙運動として頒布することができるようになります。

本案の主な内容は、第一に、地方公共団体の長の選挙において、選挙運動のために使用するビラを頒布することができることとし、その枚数については、都道府県知事選挙においては当該都道府県内の衆議院小選挙区の数に応じて十枚から三十万枚、政令指定都市の市長選挙においては七万枚、それ以外の市の市長選挙においては一万六千枚、町村長の選挙においては五千枚としております。

第二に、ビラの作成費用については、任意的選挙公営制度として、都道府県知事及び市長の選挙においては、それぞれ条例で定めるところにより、無料とすることができるとしてあります。

す。

なお、本案は平成十九年三月二十二日から施行するものとし、施行日以後告示される地方公共団体の長の選挙について適用することといたしております。

以上が、本案の趣旨及び内容でございます。何とぞ、御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(谷川秀善君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。――別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

公職選挙法の一部を改正する法律案に賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(谷川秀善君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷川秀善君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前九時四分散会

二月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆

公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を
次のように改正する。

第百四十二条第一項中「及び」を「並びに」に、
「第二号まで」を「第三号まで及び第五号から第七
号まで」に改め、同項第三号中「通常葉書 三万五
千枚の下に」、当該選挙に関する事務を管理する
選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 十
万枚を加え、「その一」を、「その一」に改め、「加
えた数」の下に、「当該選挙に関する事務を管理す
る選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ
一万五千枚を十万枚に加えた数(その数が三十万
枚を超える場合には、三十万枚)」を加え、同項第
五号中「長の選挙の場合には」を「長の選挙の場
合には」に改め、「三万五千枚」の下に、「当該選挙
に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出
た二種類以内のビラ 七万枚」を加え、「議員の選
挙の場合には」を「議員の選挙の場合には」に改
め、同項第六号中「長の選挙の場合には」を「長の
選挙の場合には」に改め、「八千枚」の下に、「当
該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に
届け出た二種類以内のビラ 一万六千枚」を加
え、「議員の選挙の場合には」を「議員の選挙の場
合には」に改め、同項第七号中「長の選挙の場
合には」を「長の選挙の場合には」に改め、「二千五
百枚」の下に、「当該選挙に関する事務を管理する
選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 五
千枚」を加え、「議員の選挙の場合には」を「議員の
選挙の場合には」に改め、同条第六項中「第二号
まで」を「第三号まで及び第五号から第七号まで」
に、「及び」を「並びに」に改め、同条第七項中「第
二号まで及び」を「第三号まで及び第五号から第七
号まで並びに」に改め、同条第八項中「第二号ま
で」を「第三号まで及び第五号から第七号まで」に
改め、同条第九項中「第二号まで、第二項及び」を
「第三号まで及び第五号から第七号まで、第二項
並びに」に改め、同条第十二項を同条第十三項と
し、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十

項の次に次の一項を加える。

11 都道府県知事の選挙については都道府県は、
市長の選挙については市は、それぞれ、前項の
規定(参議院比例代表選出議員の選挙に係る部
分を除く。)に準じて、条例で定めるところによ
り、公職の候補者の第一項第三号、第五号及び
第六号のビラの作成について、無料とすること
ができる。

第二百六十四条第三項中「使用に要する費用」の
下に、「第百四十二条第十一項の規定によるビラ
の作成に要する費用」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年三月二十二日か
ら施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法の規
定は、この法律の施行の日以後その期日を告示
される地方公共団体の長の選挙について適用
し、この法律の施行の日の前日までにその期日
を告示された地方公共団体の長の選挙について
は、なお従前の例による。

二月二十日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆)